

# 令和4年度決算による「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等について

## 1 健全化判断比率等の状況

(単位：%)

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	遠野市の比率			
			令和4年度	令和3年度	前年度比	増減要因等
実質赤字比率	13.24	20	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
連結実質赤字比率	18.24	30	— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
実質公債費比率	25 (18%以上が許可団体)	35	11.1 (健全範囲)	10.8 (健全範囲)	0.3	令和3年度に借入したケーブルテレビF T T H整備事業に係る過疎対策事業債の償還が開始されたことなどにより元利償還金が約1,700万円増加したことに加え、市民税の増加などにより標準税収入額等が約2億2,300万円増加したものの、基準財政需要額における臨時財政対策債償還基金費の廃止や高齢者保健福祉費及び包括算定経費の単位費用の減額などにより普通交付税が前年度よりも約3億1,400万円、臨時財政対策債発行可能額が約3億500万円それぞれ減少したことが要因として挙げられる。
将来負担比率	350		57.2 (健全範囲)	65.9 (健全範囲)	-8.7	平成17年度及び平成18年度に借入した下水道事業債の繰上償還やプライマリーバランスの黒字化を堅持したことにより一般会計における年度末市債残高が前年度と比べ約10億5,700万円減少したことに加え、公債費に充当可能な基金が約3億2,300万円増加したことが要因として挙げられる。
資金不足比率	水道事業会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
	下水道事業会計 10 (起債許可) 20 (経営健全化基準)		— (健全範囲)	— (健全範囲)	—	
計画の策定	[財政健全化計画] 健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合に定めなければならない。	[財政再生計画] 健全化判断比率のうちのいずれかが財政再生基準以上の場合に定めなければならない。	該当なし	該当なし		
計画策定手続等	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣、都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	議会の議決を経て定め、速やかに公表する。 総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。 毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。	該当なし	該当なし		

## 2 健全化判断比率等の対象範囲

- (1) **実質赤字比率** 一般会計等（普通会計）に生じている赤字の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したもの
- (2) **連結実質赤字比率** 全会計に生じている赤字の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したもの
- (3) **実質公債費比率** 借入金の返済額の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したもの
- (4) **将来負担比率** 借入金残高や債務負担行為に基づく支出予定額など、現在抱えている負債の大きさを、当市の財政規模に対する割合で表したもの
- (5) **資金不足比率** 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

健全化判断比率等の対象範囲

健全化法の会計区分	遠野市の会計区分	指標の適用範囲			
○一般会計等	○普通会計 一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
	ケーブルテレビ事業				
○公営事業会計	○特別会計 国民健康保険 介護保険 後期高齢者医療	↑ 資金不足 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓
○公営企業会計	○法適用企業 水道事業 下水道事業 ○法非適用企業 —				
一部事務組合・広域連合 ※注1					
地方公社・第三セクター ※注2					

注1) 一部事務組合・広域連合は、「岩手県市町村総合事務組合」「岩手中部広域行政組合」「岩手県後期高齢者医療広域連合」が対象

注2) 第三セクターは、市が出資する法人で損失債務補償負担の伴う法人